

「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正及び
 「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」の一部改正について

1 趣旨

国が進める地方分権改革に関連し、厚生労働省令が改正されたことに伴い、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「児童福祉施設基準条例」という。）」及び「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）」を一部改正します。

2 概要

(1) 職員の資格（市第 7・8 号議案）

保育所、小規模保育事業及び事業所内保育事業に係る保育士の数の算定については、保健師又は看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができるとされていましたが、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるとされました。このため、省令の改正内容に合わせて、「児童福祉施設基準条例」及び「家庭的保育事業等基準条例」に同様の内容を加えます。

<対象となる施設・事業>

施設・事業	説明	議案
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設	児童福祉施設基準条例の一部改正 (市第 7 号議案)
小規模保育事業	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業	家庭的保育事業等基準条例の一部改正 (市第 8 号議案)
事業所内保育事業	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業	

(2) 児童福祉施設職員を養成する施設等の指定権者の変更（市第 7 号議案）

児童福祉施設に配置する母子支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員等の資格について、地方厚生局長等が指定する学校その他の養成施設を卒業した者とされていますが、指定に関する権限が都道府県知事に移譲されました。

このため、省令の改正内容に合わせて、「児童福祉施設基準条例」の一部を改正します。

3 施行期日

条例公布日をもって、施行の日とします。